

「押印の廃止」及び「適用関係届の単票化」について

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、「押印を求める手続の見直し等のため厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」等が令和2年12月25日に公布され、事業主等の押印が不要となりました。

つきましては、押印が不要となる届出書について下記のとおり通知いたしますので、被保険者の皆様にご周知方よろしくお願いいたします。

なお、今回の押印廃止は事業主等に係るものでありますので、当組合の確認印等は引き続き押印いたします。

また、主要な適用関係届は複写の届出用紙を使用していましたが、今回の押印廃止による届出書の様式変更に伴い『被扶養者（異動）届』以外の届出書は、原則単票（1枚）といたします。（複写用紙を使用しての届出も可能です。）

記

1. 押印が不要となる届出書

健康保険法施行規則の一部改正に伴い、次の届出書については被保険者、事業主、社会保険労務士及び医師等の押印は不要になります。

なお、この取扱いは紙媒体による届出に関するもので、電子申請においては引き続き電子証明書や社会保険労務士の提出代行に関する証明書の添付が必要です。

(1) 適用課関係

- ・被保険者資格取得届
- ・被保険者資格喪失届
- ・被保険者報酬月額算定基礎届
- ・被保険者報酬月額変更届
- ・育児休業等終了時報酬月額変更届

※旧様式を使用の場合は、「申出者署名欄」の「育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定について申出します。」の左横に被保険者が✓を入れてください。

- ・被保険者賞与支払届及び被保険者賞与支払届総括表
- ・電子媒体届書総括表
- ・被保険者氏名変更届 など

(2) 現金給付課・給付課関係

- ・移送費支給申請書
- ・傷病手当金支給申請書
- ・出産手当金支給申請書
- ・特定疾病療養受療証交付申請書 など

2. 届出書の様式

押印が不要となる届出書の新様式ができましたら、当組合のホームページに順次掲載いたしますのでご確認ください。

なお、現在お持ちの届出書は引き続き使用ができます。

㊞の記載があっても押印する必要はありません。

3. 独自様式による届出書の取扱い

健康保険法施行規則の一部改正に係る届出書のほか、当組合の独自様式による届出書につきましても、原則として被保険者、事業主、社会保険労務士の押印を不要といたします。

4. 押印のある届出について

押印廃止は、事務の簡素化・効率化を図るための制度改正ですから、押印していただいても差し支えありません。

5. 健康保険組合からの問い合わせ等について

押印廃止にあたり、適正な事務処理を行うため、被保険者（申請者）やご担当者様等に内容の確認等を行う場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

6. 引き続き押印が必要な届出書

- ・預金口座振替依頼書における「金融機関登録印」
- ・当組合を通じて他機関や第三者へ提出する届出書への押印

※押印廃止についての問合せは下記までご連絡下さい。

担当課・支部		担当内容	電話番号
大阪本部	適用課	取得・喪失等適用関係	06-6941-5004
	現金給付課	傷病手当金支給申請書等	06-6941-5005
	給付課	限度額認定証等	06-6941-5006
	施設課	契約保養所利用補助金関係等	06-6941-5002
	経理課	新たに口座振替をする場合	06-6941-5003
	健康管理課	健診関係	06-6941-6352
神戸支部		神戸支部所属の事業所分全般	078-221-6100
京都支部		京都支部所属の事業所分全般	075-801-2905